

令和2年4月9日

第8回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

4月9日（木）、青森県内では14例目、青森市内では3例目の新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたことを踏まえ、対策本部体制のもと全庁が連携して新型コロナウイルス感染症への対応について万全を期すこと、及び保健部において濃厚接触者について迅速に検査し、感染拡大防止に向け積極的疫学調査を行うことを指示します。

また、4月7日（火）に東京都など7都府県に対し緊急事態宣言が発令されるとともに、首都圏では花見などの外出が感染拡大につながったとされていることを踏まえ、以下の対策を指示します。

- 桜の開花に伴う都市公園の閉鎖及び桜川団地通り等での通行自粛要請を行うこと。
- 文化観光交流施設「ねぶたの家 ワ・ラッセ」ほか6施設の全館利用休止を行うこと。
- 青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」の運休を行うこと。

市民の皆さまには、冷静な行動をお願いします。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の委員等によると、「3密回避と接触8割減と外出1回」が推奨されています。換気の悪い密閉空間や、人々が密集する場所、密接した距離での会話など、「3つの密」を避ける行動をとっていただくこと、人と人との接触機会を極力8割削減すること、やむを得ず人に接触するような外出は、1日に1回程度を目安とすることとされています。青森市内での複数発生となる状況を踏まえ、緊急事態宣言の期間である5月6日（水）まで、市民の皆さまにおかれても、「3密回避と接触8割減と外出1回」に取り組んでいただくようお願い申し上げます。